

みえ元気プラン（仮称）

（概要案）

《子ども・福祉部 関係分》

三 重 県

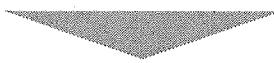
目次

政 策	施 策		頁
12 福祉	12-1	地域福祉の推進	1
	12-2	障がい者福祉の推進	3
14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	5
	14-2	幼児教育・保育の充実	6
	14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	7
	14-4	結婚・妊娠・出産の支援	8

施策 12-1 地域福祉の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に伴い、地域の支援ニーズが多様化するとともに、福祉サービスを支える担い手が不足し、サービスの低下が進む可能性があります。地域でさまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体と連携し、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、社会全体で支え合う体制づくりを、より一層進める必要があります。
- 少子高齢化のさらなる進展に伴い、いわゆる「8050問題」が「9060問題」に発展し、ひきこもりが長期化するなど、地域、家庭、個人が抱える課題がさらに複雑化・複合化・深刻化する中で、ひきこもり当事者やその家族をはじめ、自殺のリスクを抱える方、矯正施設からの出所者など、生きづらさを抱える方が増加することが懸念されます。生きづらさの背景にはさまざまな事情や原因があるため、個々の状況に応じた適切な支援につなげられるよう、生きづらさ抱える方に寄り添った切れ目のない支援体制の構築や支援に向けた社会全体の機運醸成を図る必要があります。
- 経済情勢の見通しが不透明な中、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した生活困窮世帯の自立に向けた支援に取り組む必要があります。生活困窮状態の背景にはさまざまな要因があるため、個々の状況に応じた丁寧な相談対応、生活保障や自立に向けた支援が必要です。
- 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向け、一人ひとりがおもいやりのある具体的な行動につなげられるよう、さまざまな主体と連携し、UDの意識づくりに取り組むことが必要です。また、誰もが安全で自由に移動でき、安心して快適に過ごせる施設等の整備が必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念されることから、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。



取組方向

- 市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員等、地域福祉の推進役となる担い手の活動を支援するとともに、世代を超えた地域住民同士の支え合いや、企業など他分野からの地域活動への参加等を通じた地域づくりを促進します。また、相談者の属性や相談内容等によらず包括的に相談を受け止め、さまざまな分野の主体が連携して必要な支援を行う「包括的な相談支援体制」の整備が進むよう、市町の取組を支援します。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、福祉サービスの質の向上や業務改善につなげます。
- ひきこもり当事者やその家族をはじめ、生きづらさを抱える方が、社会から孤立することなく、自分らしい生き方を選択し、希望を持って安心して生活できるよう、市町等と連携し、相談支援体制の構築に向けた支援や、居場所等社会資源の整備・活用に向けた支援、多様な担い手の育成・確保、地域の支え合いによる社会全体の機運醸成に向けた取組を進めます。

- さまざまな課題を抱えた生活に困窮する方に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ(訪問型)支援の充実に向けた取組を進めます。また、生活保護が必要な方に対して、適正な保護の実施を進めます。
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、ヘルプマークの普及啓発や三重おもいやり駐車場利用証制度の適正な運営等を進めます。また、UDに配慮した施設整備を推進するとともに、公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅のバリアフリー化支援等に取り組みます。
- 県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰靈式の開催等により、戦争犠牲者への慰靈や遺族への支援を行います。また、式典への若い世代の参加を促進し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えています。

施策 12-2 障がい者福祉の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 高齢化や障がいの重度化など、障がい福祉に関わる状況が変化し、個々のニーズがより多様化・高度化しています。障がい者が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活を支えるサービスや就労支援、医療的ケア児・者への支援等をさらに充実し、障がい者の暮らしを支える体制整備を進める必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が農林水産分野でさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。また、これまでの障がい者の就労に加え、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等について、農業分野で受け入れ、社会参画を図ることが期待されています。
- 多様化・高度化する相談ニーズに対応するため、身近な相談から専門的なスキルを必要とする相談まで、さまざまな相談に応じられるよう、市町における相談支援体制と合わせて、広域的・専門的な相談支援体制を充実していく必要があります。
- 精神障がい者の地域移行の取組等により、精神科病院の長期入院者数は減少傾向にありますが、退院した精神障がい者が地域生活を維持できるよう、不調を來した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、安心して生活できる体制の構築が必要です。また、依存症対策として、相談拠点や専門医療機関、治療拠点機関を整備するとともに、一般医療機関・自助グループ等との連携体制の構築を行っています。依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、法令等の整備が進められています。障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止、情報保障など、社会参加の環境整備を一層進める必要があります。

取組方向

- グループホームなどの居住の場や日中活動の場など、障害福祉サービス等や地域生活支援事業のさらなる充実を図るとともに、就労の場の確保および職場への定着支援等の就労支援、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。また、令和3(2021)年に成立・施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児・者やその家族への支援の充実を図ります。
- 障がい者が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を構築・強化することで、障がい者の就労機会の拡大を図ります。また、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等を対象として、農作業などの就労を促進し、社会参画につなげます。
- 就業を希望する障がい者の支援、高次脳機能障がいや自閉症、発達障がい等に係る相談への対応など、広域的・専門的な相談支援を実施し、市町による相談支援との連携を強化するとともに、相談支援を担う人材を育成することで、相談支援の一層の質的向上を図ります。

- 精神障がい者や家族が、適切な医療や支援を受けて安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の充実など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症に係る相談・治療体制の充実を図るとともに、各地域における連携体制の構築を通じて、依存症当事者とその家族等への支援に取り組みます。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組みます。

施策 14-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

2026 年を見据えた現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの機能低下などにより、年代の異なる子どもや地域の大人と関わる機会が減少していることから、子どもが多様な体験をする機会が失われる事が懸念されるため、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭のあり様が変化する中にあって、地域のつながりの希薄化などにより、社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。また、男性の育児休業等に関する制度整備が進み、取得率も上昇傾向にあるものの、女性が家事・育児に関わる時間は男性を大きく上回っており、引き続き、男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- 生まれ育った環境に関わらず、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するため、保護者の経済的困難に起因する子どもの貧困について、ひとり親家庭への支援や貧困の連鎖を解消する取組が必要です。また、ヤングケアラーなど新たな課題に対応する必要があります。
- 発達障がい自体や支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。

取組方向

- 地域のさまざまな主体が自主的に活動できる機会を創出し、多様な体験の機会の提供をはじめとした子どもの育ちを支える活動につなげます。また、デジタル技術の進展をはじめとする環境の変化に応じて、子どもの健全な育ちを阻害する要因から子どもを守るために取組を社会全体で進め、これらの取組により子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりを進めます。
- 家庭教育応援の充実に向けて、支援を必要とする家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、家庭により身近な市町において、実情に応じた取組が進められるよう必要な支援を行います。また、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めるため、企業や市町と連携し、情報発信や機運醸成を進めるとともに、パートナーと共に育児が大切であるという考え方方が広まるよう普及啓発に取り組みます。
- 子どもの貧困の連鎖解消に向けて、地域コミュニティや子どもの居場所、子育てサポートを行う団体や企業等と連携し、身近な地域での学習支援や体験機会の創出等に取り組むとともに、活動の担い手の掘り起こしや、活動を支える仕組みづくりに取り組みます。また、ひとり親家庭への就労支援等に取り組みます。
- 子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。

施策 14-2 幼児教育・保育の充実

2026 年を見据えた現状と課題

- 少子化の進行により、乳幼児数は減少しますが、女性就業率の上昇等により、0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まると考えられる一方、労働力人口の減少に伴い、保育士確保がより困難になると見込まれることから、保育士の養成、確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の統廃合が進むと見込まれるため、実情に応じて地域で子育て支援を行う体制の維持・整備が必要です。また、子育て支援のニーズが、「量」の拡充から「質」の向上に変遷し、施設間で格差が生じる可能性があるため、幼児教育・保育の質の向上に係る取組を支援し、充実させる必要があります。
- 幼児教育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を養うもので極めて重要であり、公私・施設類型を問わず教育・保育の質の向上が図られるよう保育従事者等の専門性の向上が必要です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指針として、幼稚園等と小学校との連携・接続を一層充実していくことが必要です。

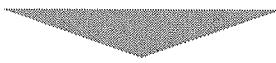
取組方向

- 保育士の確保に向けて、保育士を養成する取組や保育士等の処遇改善、離職防止に向けた取組を支援します。また、保育士養成施設や教育委員会等の関係機関と連携し、保育士の仕事や保育職場の魅力を発信し、次の世代の保育士確保に努めます。
- 保育の質の確保・向上に向けて、保育士のキャリアアップにつながる研修の実施や保育従事者等の資質向上に向けた取組への支援等を行います。
- 保護者の多様な働き方に合わせた保育ニーズの多様化をふまえ、0～2歳の低年齢児保育の充実や、病児・病後児保育、一時預かりなどのニーズに対応する保育の提供に向けた支援、幼児教育・保育の充実のために必要な施設整備等に対する支援を行います。
- 地域の実情やニーズに応じた子育て支援を充実させるため、児童が放課後を安全に過ごすことができる居場所となる放課後児童クラブや放課後子ども教室等への支援をはじめ、放課後児童支援員や子育て支援員など専門人材の確保・育成、資質向上に取り組みます。
- 三重県幼児教育センターを核として、保育者のライフステージと資質・能力に応じた研修体系を整理・見える化し、保育者の資質・能力の向上を促進するとともに、市町・施設への幼児教育スーパーバイザー等の派遣を通じて、幼児教育に関わる人材の専門性の向上を図ります。また、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを編成して、その実践事例の普及等を進めます。

施策 14-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、近年では面前DV等の心理的虐待が増えています。子どもの安全を最優先に、適切な一時保護の実施や見守り体制の強化に取り組むため、児童相談所の人員確保や市町における体制の充実、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を一層進める必要があります。
- 子どもの家庭養育優先の原則に基づき、里親委託等や児童養護施設等における小規模化、地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高い子どもたちに対応する必要があります。あわせて、子どもの権利擁護や施設等退所後の自立支援に向けた取組を強化する必要があります。



取組方向

- 児童虐待の対応にAI技術等を活用し、子どもの安全を最優先に考えた迅速な対応を進めます。また、児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員や人材育成に取り組むとともに、子どもに関するSNS相談への対応など、児童相談の体制を強化します。
- 地域での児童虐待の未然防止や早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会における調整機能を強化し、子育て支援機関との一層の連携を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備など、市町の体制強化を支援します。
- 社会的養護において、里親支援等を包括的に実施するフォースタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の整備を進めます。また、ケアニーズの高い子どもたちが児童養護施設等において専門的なケアを受け、安心して生活できるよう、施設の高機能化や多機能化を支援します。
- 子どもの権利擁護について、第三者機関などを活用し、子どもの意見表明を保障する仕組みづくりに取り組みます。また、児童養護施設等を退所する児童の円滑な自立の実現に向けて、自立支援に取り組みます。

施策 14-4 結婚・妊娠・出産の支援

2026 年を見据えた現状と課題

- 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化や若い世代の転出超過などにより未婚化が進み、出生数が減少します。一方で、結婚した夫婦から生まれる子どもの数は 2 名程度を維持しており、結婚の希望がかなえられるよう取組を進める必要があります。
- 若年層の予期せぬ妊娠を防ぎ、結婚や出産、育児など自らのライフデザインを総合的に考えられるよう、妊娠・出産や性に関する医学的知識の習得や、家族の大切さなどについて考える機会となるライフプラン教育の取組が必要です。
- 不妊治療の保険適用を受けて、治療が一般的となる一方で、不妊や不育症に悩む方や流産、死産を経験する方の増加が見込まれるため、精神的負担の軽減につながる支援が必要となります。あわせて、治療を受けながら安心して働くことができる職場環境の整備も必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産前後の支援体制の構築や支援内容の拡充が求められています。

取組方向

- 結婚を希望する方に対し、丁寧な相談対応や情報発信に加え、一つの市町内にとどまらない、より広域的な出会いの場を創出するとともに、結婚や子どもを持つことに前向きなマインドを持てるよう機運醸成に取り組みます。
- 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。
- 不妊や不育症に悩む方に対して、専門的な相談支援に加えて、より身近な地域での当事者に寄り添った精神的支援に取り組みます。また、不妊治療と仕事の両立支援に向けて、企業の不妊治療への理解を深める取組を進めるとともに、企業における休暇制度や柔軟な勤務体制等の導入などの働きかけを行います。
- 妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など各市町の実情に応じた母子保健体制の構築および母子保健事業の充実に向けた取組を支援します。また、特定妊婦などの育児に困難を抱える可能性がある方に対して、関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応につながる体制づくりを支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報等を収集し、多機関が連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。